



納める人

固定資産税の課税対象のうち、都市計画法で定める市街化区域内に所在する土地、家屋又は市街化調整区域のうち市町村の条例で定める区域内に所在する土地、家屋を所有する人。

この場合の所有者とは、固定資産税における所有者と同じです。



納める額

$$\text{税 額} = \text{課税標準額} \times \text{税 率 (制限税率0.3\%)}$$

(注) 税率は市町村により異なります。詳しくは、各市町村の税務担当課にご確認ください。



課税標準

土地、家屋の価格（原則として、固定資産税の課税標準となる価格と同一）

※ 課税標準の特例等については、固定資産税と相違する場合があります。



免税点

土 地	家 屋
30 万円	20 万円

市町村たばこ税

税のしくみは、県たばこ税と同様です（29 ページ参照）。



納める額

売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数 1,000 本につき 6,552 円